

書式 32-1：購入契約約款

購入契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この購入契約約款（以下「約款」という。）及び別冊の仕様書等（仕様書及びこれらを補足する書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（注文書、約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、注文書記載の物品（以下「物品」という。）を注文書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約の変更及び解除)

- 第2条 発注者は、必要があるときは、契約の変更又は解除をすることができる。ただし、契約の変更又は解除により受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、やむを得ない理由があるときは、契約の変更又は解除を請求することができる。ただし、契約の変更又は解除により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、前2項の契約の解除が相手方の責によるもの場合には、相手方に損害の賠償を請求することができる。
- 4 契約の変更又は解除に伴い、発注者が損害の賠償金を受領する場合には、発注者が受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(検査及び引渡)

- 第3条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ、その予定期日等を発注者に連絡するとともに、納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から14日以内に検査を行わなければならない。なお、当該検査に合格した場合においては、合格した日をもって発注者にその目的物を引渡すこととする。
- 3 前項の検査に合格しない場合においては、受注者は、発注者の指定する期日までに履行の追完をして再検査を受けなければならない。ただし、このために契約金額を増額し、又は納入期限を変更することはできない。
- 4 前2項の検査に要する一切の費用は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第4条 受注者は、前条第2項の規定による検査（同条第3項の規定による再検査を含む。）に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項により請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第5条 物品について、発注者が仕様書等において物品の納入の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物品の納入が完了したときについては、第3条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、前条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、物品の納入の一部が完了したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第3条中「物品」とあるのは「引渡部分に係る物品」と、前条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 発注者は、引き渡された物品に関し、第3条（第5条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下「引渡し」という。）を受けた日の翌日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした請求等を行うことができない。

3 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知の翌日から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うこ

とができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法及び商法の定めるところによる。
- 7 商法第526条第2項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(遅延損害金)

第7条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を完納することができないときは、遅延損害金を請求することができる。この場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(遅延利息)

第8条 発注者及び受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を相手方の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に相手方が指定する期限の日の翌日から当該金額の支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額を請求することができる。

(異議の申立)

第9条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その事由を明示し、書面をもって発注者に対して異議の申立をすることができる。

- 一 発注者の指示に著しく不相当と認められる行為があったとき。
- 二 正当な事由なしに、発注者が受注者の求めに応じてこの契約に基づく検査を行わず又は指示等を与えないとき。

2 発注者は、前項の異議の申立を受けたときは、それを受理した日の翌日から起算して30日以内にその異議に対する決定をし、受注者に通知しなければならない。

(補則)

第10条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。